

# 国土交通省における 建築物バリアフリー化の取組み

---

令和4年7月  
北陸地方整備局 建政部



# バリアフリー法(建築物分野)の概要

## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」  
「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

**2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。

※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

## 計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

# バリアフリー法に基づく条例の制定状況(令和3年10月時点)

- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。
- 北陸地方整備局管内では、石川県がバリアフリー法に基づく条例を制定している。

## ■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 (北陸地方整備局管内)



※長野県においてもバリアフリー法に基づく条例が制定されている。

## 条例制定の事例

### 石川県

条例での条件付加

#### ①義務付け対象用途の追加

- ・ 条例により以下の特定建築物を特別特定建築物に追加  
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学  
及び高等専門学校

#### ②義務付け対象規模の引下げ

- ・ 条例により特別特定建築物の面積要件(2,000㎡以上)を  
1,000㎡以上に引き下げ

#### ③移動等円滑化基準に必要な事項の追加

- ・ 条例により建築物移動等円滑化基準に以下の事項を付加  
出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口は、  
ひさし又は屋根を設けること

※この他、条例により公益的施設、特定公益的施設を定め、  
同じく条例により整備基準の遵守や届出義務を定めている。

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

## 交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

## 交付率

1/3を国費で支援

## 補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

## 支援概要

### ■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

### ■既存建築物バリアフリー改修事業

#### 【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

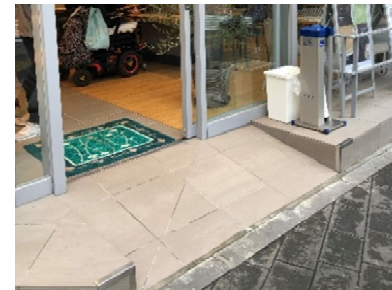
#### 【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用

- ・ 段差の解消
- ・ 出入口、通路の幅の確保
- ・ 車椅子利用者用トイレの設置
- ・ オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・ 乳幼児用設備の設置
- ・ ローカウンターの設置
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・ 駐車場から店舗までの屋根設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 点字・音声等による案内板の設置
- ・ トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・ 集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



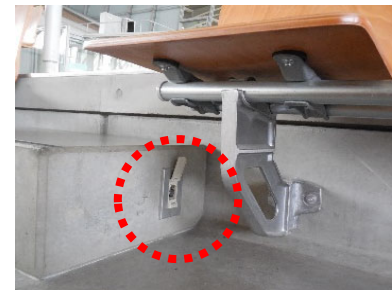
スロープの設置



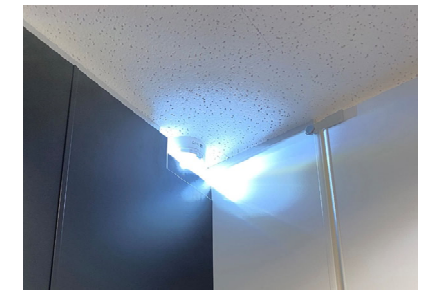
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

◆社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金のうち  
バリアフリー環境整備促進事業に関するもの

→北陸地方整備局 建政部  
都市・住宅整備課 市街地事業係

電話番号：北陸地方整備局 TEL：025-280-8880(代表)